

「じゅうろくクロスボーダービュー」規定

第1条（定義）

じゅうろくクロスボーダービュー（以下、「本サービス」という。）とは、じゅうろく海外サポート・ネットワークサービス会員を対象としたサービスであり、銀行法の範囲内において、海外ビジネス展開に関する動画の配信やオンラインでの相談機会を提供するサービスをいう。

第2条（本サービスの利用）

本サービスを利用するには、じゅうろく海外サポート・ネットワークサービスに入会しなければならない。また、本規定を承認のうえ、所定の書式により本サービスの利用申込の手続きをし、当行より本サービスの利用申込を承認されなければならない。

第3条（解約）

1. 本サービスの解約を希望する場合は、当行あてに所定の書式によりサービス解約の手続きを行う。
2. じゅうろく海外サポート・ネットワークサービスを解約した場合には、本サービスも解約となる。

第4条（基本利用料）

1. 本サービスの利用にあたっては、基本利用料月額税込価格 11,000 円（税抜価格 10,000 円）を当行に支払うものとする。基本利用料月額税込価格は、消費税率の改定にあわせて変更される。基本利用料は月額で定め、月払いとする。日割り計算はしない。
2. 利用申込が受理された月をサービス開始月とし、解約の手続きが完了した月をサービス終了月とする。当月分の基本利用料は、別途定める方法により翌月に徴収するものとする。ただし、サービス終了月の基本利用料は徴収しない。

第5条（サービス内容）

1. 利用できるサービスは以下のとおりとする。
 - （1）動画による海外ビジネス情報の随時配信
 - （2）オンラインを活用した当行海外駐在員との情報交換
 - （3）動画による各種調査の報告や視察の代行
2. 前項（2）および（3）のサービスを利用するにあたっては、所定の手続きにより、当行に対して都度、利用申込をするものとする。

第6条（情報等の取り扱い）

1. 本サービスで提供する情報等の知的財産権は、全て原資料提供者または当行に帰属する。本サービスを通じて入手した如何なる情報等も改変したり、第三者に開示し、または複製、

販売、その他如何なる方法においても第三者に提供することはできない。

2. 前項の規定は、本サービスを解約した後も適用される。

第7条（ログインパスワード）

1. 本サービスはログインパスワードを使用して利用する。ログインパスワードは当行が決定し、変更することができる。申込者はログインパスワードを変更することはできない。
2. 申込者の役員、従業員等の関係者はパスワードを共有し、サービスを利用することができるが、申込者と関係のない第三者に開示したり使用させてはならない。第三者による使用上の過誤、不正使用等があった場合でも、全て申込者または本サービスの利用者が責任を負うものとする。
3. ログインパスワード等の紛失、盗難あるいは不正使用等が判明した場合は直ちに当行に届出て、その指示に従うものとする。

第8条（規定の変更）

1. 本規定の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行 WEB ページでの公表、店頭掲示その他適切な方法で周知することにより、変更することができるものとする。申込者が規定の変更を承認しない場合は、変更通知を行った日から1ヶ月以内に解約手続きを行うことができ、その場合、変更通知日の属する月をサービス終了月とみなすものとする。
2. 前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとする。

第9条（免責）

1. 本サービスにより提供された情報について、当行はその正確性・有用性を保証するものではなく、本情報に基づく投資決定、経営上の判断、その他すべての行為によって不利益を被る事態が生じた場合にも、当行ならびに原資料提供者は一切の責任を負わないものとする。
2. 当行あるいは原資料提供者のサーバー・ネットワーク機器・回線などの故障・停止・保守作業、停電、天災、その他の理由により第5条第1項に定めるサービスの中断、遅延などが発生し、その結果不利益を被る事態が生じた場合にも、当行ならびに原資料提供者は一切の責任を負わないものとする。
3. 当行は本サービスの運営に際し、ウイルスによる汚染、不正アクセスによる情報の流出・改ざん等を防止するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるが、万一それらが発生し、その結果不利益を被る事態が生じた場合にも、当行は一切の責任を負わないものとする。

第10条（準拠法・合意管轄）

本サービスの契約準拠法は日本法とする。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

以 上